

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う 大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による地盤の緩みを考慮し、福島県では今後、大雨警報・注意報について、基準を引き下げて運用します。

平成23年3月11日14時46分頃に発生した、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により、福島県では、白河市、須賀川市、二本松市、鏡石町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町で震度6強を、また郡山市やいわき市などで震度6弱を、福島市や会津若松市などで震度5強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

具体的には次のとおりとします。

【通常基準の6割で運用する市町村】

郡山市、郡山市湖南、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、猪苗代町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村

【通常基準の8割で運用する市町村】

福島市、会津若松市、喜多方市、大玉村、本宮市、磐梯町、会津坂下町、会津美里町、泉崎村、矢祭町、石川町、平田村、古殿町、三春町、葛尾村、天栄村、天栄村湯本

なお、引き続き地震後の降雨と土壌雨量指数と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

また、大雨警報・注意報以外の基準についても、災害状況に応じて暫定基準を設定することがあります。

本件に関する問い合わせ先
福島地方気象台防災業務課
防災気象官（電話 024-534-0321）

